

第2次大戦時港湾施策

日本海事振興会

松隈国健

# HP 『海軍砲術学校』 公開史料

## 凡 例

- 1 本報告は第1章を戦前、第2章を戦時、第3章を年誌とし、主要法令を附録とした。
- 2 第2章は昭和16年12月8日、太平洋戦争勃発以後昭和20年8月15日ポツダム宣言受諾による終戦までの期間中における港湾態勢につき大体、年月順に主要項目を排列した。それは、戦況即応の官民活動による港湾態勢を知らんがためである。そこで甲政府の方針と、乙民間企業の推移とに再別した。果はもちろん官民の協力によって挙がるものであるから、甲、乙両者は必ずしも載然区別さるべきでないが、便宜区別した次第である。

# HP 『海軍砲術学校』 公開史料

## 第 2 次 大 戦 時 港 湾 施 策

### 目 次

第 1 章	太平洋戦争直前における港湾の態勢	1
第 1	企画院の出現	1
第 2	国家総動員法および交通動員計画	1
第 3	海運統制令	2
第 4	海運統制国策要綱	2
第 5	交通政策要綱（基本国策要綱実施要綱）	3
第 6	日満支経済協議会	3
第 7	港湾運送業統制方針要綱	3
第 8	港湾運送業等統制令	5
1	港湾運送業	5
2	運送品の取扱に関する逓信大臣の命令	6
3	港湾運送業の整備と統合	6
(1)	港湾運送業の企業整備	7
(2)	港湾運送業の統合	8
4	関係法令	8
第 2 章	太平洋戦争中における港湾の態勢	10
(甲)	政府の方針	
第 1	戦時輸送委員会と戦時輸送強化期間	10
第 2	戦時港湾荷役力緊急増強策および港湾荷役増強連絡組織	10
1	戦時港湾荷役力緊急増強策	10
2	港湾荷役増強連絡組織	12
第 3	海務官、附港湾監督、荷役指令所、荷役補助班	13
第 4	船舶貨物総揚制実施要綱および海務院次長のラン制度採用 声明	14
1	船舶貨物総揚制実施要綱	14
2	海務院次長ラン制度採用声明	15
第 5	港湾行政の運営に関する応急措置（戦時行政職権特令による	

# HP 『海軍砲術学校』 公開史料

港湾行政一元化 .....	15
第6 関税法戦時特例 .....	17
第7 運輸通信省による港湾行政の一元化 .....	17
第8 荷役機械動員実施要綱 .....	18
第9 海上輸送力非常動員実施方針要領、海上輸送力非常動員強 調期間実施要綱、海上輸送力非常動員推進本部設置要綱.....	19
1 海上輸送力非常動員実施方針要領 .....	19
2 海上輸送力非常動員強調期間実施要綱.....	20
3 海上輸送力非常動員推進本部設置要綱.....	20
第10 倉庫業統制要綱および統制会社設立命令 .....	21
1 倉庫業統制要綱 .....	21
2 統制会社設立命令 .....	23
第11 港湾工事の一時的中止 .....	23
第12 港湾関係許可認可事項に関する臨時措置（地方委譲） .....	23
第13 港湾の行政査察 .....	24
第14 貨物および倉庫建物の疎開 .....	24
1 第一次貨物疎開、港湾都市倉庫在庫貨物疎開要綱 .....	24
(1)第一次貨物疎開 .....	24
(2)港湾都市倉庫在庫貨物疎開要綱 .....	25
(3)第二次貨物疎開 .....	26
2 倉庫建物の疎開 .....	26
第15 朝鮮人労務者内地送出方法の強化 .....	27
第16 港運会社および倉庫会社の軍需充足会社指定並に港運関係 会社の事業場指定 .....	29
1 港運会社、倉庫会社の軍需充足会社指定 .....	29
2 港運関係会社の事業場指定 .....	30
第17 海運総監部、揚搭指揮官、揚搭作業機構の利害、揚搭作業 の実施 .....	30
1 海運総監部、揚搭指揮官 .....	30
2 揚搭作業機構の利害 .....	30

# HP 『海軍砲術学校』 公開史料

3	揚搭作業の実施	3 3
(乙)	民間企業の推移	3 4
第1	港運会社（港湾作業会社）	3 4
1	地区別団体と港湾作業会社の設立	3 4
2	一港一社主義の例外	3 7
3	港運会社の子会社	3 7
第2	日本港運業会	3 7
第3	日本港運業会の華工・半島人移入および半島労務要員管理要綱（日本港運業会）、港湾荷役華工管理要領（日本港運業会）、（附1）日本港運業会華工管理事務所規程、（附2）貨物総揚制に伴う早出料、滞船料制度撤廃陳情（日本港運業会）	3 8
1	日本港運業会の華工・半島人移入	3 9
2	半島労務要員管理要綱（日本港運業会）	3 9
3	港湾荷役華工管理要領（日本港運業会）	4 2
(附1)	日本港運業会華工管理事務所規程	4 3
(附2)	貨物総揚制に伴う早出料、滞船料制度撤廃陳情（日本港運業会）	4 3
第4	日本港運検査業会	4 5
第5	船舶運営会の船舶貨物総揚制実施	4 5
1	総揚制の意義	4 5
(1)	運送の一貫性	4 5
(2)	港運作業系統の一元化	4 5
2	荷主河岸	4 5
3	仮揚	4 6
(1)	仮揚の責任	4 6
(2)	仮揚後の貨物処理	4 6
(3)	仮揚貨物の損傷填補	4 6
4	総揚制実施範囲	4 6
(1)	港湾運送の範囲	4 6

# HP 『海軍砲術学校』 公開史料

(2) 港湾および貨物の範囲並に実施期	47
(3) 実施船舶	47
5 料 率	48
6 荷役責任量	48
(1) 荷役責任量の必要性	48
(2) 貨物別標準荷役量の設定	48
(3) 総揚制施設貨物一覧表	49
7 総揚制標準荷役責任量附随条件	54
8 船舶貨物総揚制実施要領(船舶運営会)	56
9 総揚制採用後の実績	59
10 石炭総揚制実施港荷役実績表	59
11 総揚制実施に関する契約	62
(1) 船舶運営会对港運会社の契約	62
(2) 荷主对船舶運営会の契約	66
(甲号) 本船から荷主指定河岸着迄の港湾運送の場合	67
(乙号) 荷主指定河岸に陸揚の上、荷主に荷渡迄の港湾 運送の場合	68
第6 日本倉庫業会	69
1 日本倉庫業会の倉庫業の統制確立に関する意見	69
2 日本倉庫業会の倉庫業統制要綱	70
第7 日本倉庫統制株式会社	72
第8 商工組合法による地区別倉庫業統制組合	73
第9 財団法人港湾荷役改善協会	74
第3章 戦時港運誌	76
附 録 主要法令	82
1 港湾運送業等統制令	82
2 港湾運送業等統制令施行規則	89
3 港湾運送業等統制令施行規則第1条ノ地域	95

# HP 『海軍砲術学校』 公開史料

4	港湾運送業等統制令施行規則ニ依リ地区別団体ヲ設立セ シムベキ地区	96
5	港湾運送業等統制令施行規則第三条ノ業種指定	96